

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

項目	東京都管轄河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関		
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する迅速危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を首長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・東京都から防災情報をFAX及びメールで受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 ・東京都からの情報をさらに的確に受ける仕組みが必要である。			・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
		今後の取組の具体的な	・東京都と調整し、避難情報の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・FAX及びメール以外の仕組みを検討する。			・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)		
		R6年度	・東京都から防災情報を区長に直接伝達するため構築した仕組み(ホットメール)を、引き続き運用していく。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を引き続き運用していく。	・東京都から防災情報を首長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・東京都からの情報を的確に受けるため、FAX及びメール以外の仕組みについて、引き続き検討する。				・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、適時、水害対応タイムラインの作成の有無を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・高潮浸水想定区域図の改定及び高潮特別警戒水位の再設定を行った(港湾局、建設局)。	
		R7年度	・東京都から防災情報を区長に直接伝達するため構築した仕組み(ホットメール)を、引き続き運用していく。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を引き続き運用していく。	・東京都から防災情報を首長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を引き続き運用していく。 ・東京都からの情報を的確に受けるため、FAX及びメール以外の仕組みについて、引き続き検討する。				・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、適時、水害対応タイムラインの作成の有無を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位を設定済みである。(港湾局、建設局)	
		現状と課題	・区長が避難情報の発令を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・東京都から防災情報を首長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。				・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画を配信している(建設局)。	【区市町村】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
今後の取組の具体的な	・東京都と調整し、避難情報の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。				・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)			
B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	R6年度	・東京都から避難情報の発令判断を支援するための防災情報を防災担当部署で受信する仕組みを、引き続き運用していく。	・東京都から避難情報等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できるよう構築した仕組みを引き続き運用していく。	・東京都から防災情報を首長に直接伝達される仕組み(ホットメール)や避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを引き続き運用していく。 ・今後、都管理の環七調節池や善福寺川調節池など河川施設の貯水状況のリアルタイムな情報共有も進めていく。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・新たに河川を洪水予報河川に指定した。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済みである。(港湾局、建設局)			
	R7年度	・東京都から避難情報の発令判断を支援するための防災情報を防災担当部署で受信する仕組みを、引き続き運用していく。	・東京都から避難情報等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できるよう構築した仕組みを引き続き運用していく。	・東京都から防災情報を首長に直接伝達される仕組み(ホットメール)や避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを引き続き運用していく。 ・今後、都管理の環七調節池や善福寺川調節池など河川施設の貯水状況のリアルタイムな情報共有も進めていく。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・新たに河川を洪水予報河川に指定した。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済みである。(港湾局、建設局)			
②避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	現状と課題	・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。 ・洪水に関する避難情報の発令一般基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・台風、線状降水帯、及びゲリラ豪雨に対応する神田川、善福寺川、及び妙正寺川のタイムライン作成を検討し、作成した。 ・洪水に関する避難勧告等の詳細な発令基準や対象区域を定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・降雨状況により急激に水位変化をもたらす都部の河川において、タイムラインの必要性について検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局		
	今後の取組の具体的な	・避難情報着目型タイムラインの作成にむけて、避難指示等の発令対象区域、発令判断基準について、検討する。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。	・タイムライン及び発令基準等について、更に実効性を検証する。	・地域防災計画に定めている発令基準等については、地域防災計画改定時に見直しを検討していく。 ・タイムラインの必要性について検討していく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。			・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)		
	R6年度	・新宿区タイムライン(風水害・土砂災害編)について、令和5年度の修正から更に修正を行い、避難指示発令基準等を記載したチェックリストと並行して使用できるようにした。 ・タイムラインおよびチェックリストを実際に使用するなどして、より再現性のあるものにしていく。	・地域防災計画に定めている発令基準等について引き続き見直しを検討していく。	・避難指示の発令基準、発令区域、それに対応する避難所等、具体的な運用を定めた「避難指示等発令マニュアル」を策定した。 ・水害本部の実施事項をまとめたチェックリストをタイムラインとして今後も活用を進めている。 ・多機関連携型タイムラインについては、作成に向け検討を行っている。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供を行っている。 ・区市町村防災担当部署との打ち合わせ等、連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜、助言を行っている。			・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、適時、水害対応タイムラインの作成の有無を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・高潮浸水想定区域図の改定及び高潮特別警戒水位の再設定を行った(港湾局、建設局)。		
	R7年度	・令和6年度に修正した新宿区タイムラインにおけるチェックリストを実際に使用し、避難指示等の発令基準について精査・見直しをする予定であったが、令和7年度には避難情報の発令を要する水害が、区内では発生しなかった。実用性に加え、検討を重ねていく。	・地域防災計画に定めている発令基準等について引き続き見直しを検討していく。	・避難指示の発令基準、発令区域、それに対応する避難所等、具体的な運用を定めた「避難指示等発令マニュアル」を策定した。 ・水害本部の実施事項をまとめたチェックリストをタイムラインとして今後も活用を進めている。 ・多機関連携型タイムラインについては、作成に向け検討を行っている。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供を行っている。 ・区市町村防災担当部署との打ち合わせ等、連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜、助言を行っている。 ・令和8年5月下旬からの防災気象情報の見直しに関して、大雨や高潮の危険警報等の発表基準を東京都や区市町村と調整して新たに設定し、関係機関への周知を行っている。			・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、適時、水害対応タイムラインの作成の有無を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位を設定済みである。(港湾局、建設局)		

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関							
③水害危険性の周知、IoTを活用した洪水・高潮情報の提供	<p>・河川水位や雨量データの情報を「新宿区気象情報」で公開している。</p> <p>・河川水位が一定の基準値を超えた場合、河川沿いに設置しているスピーカーから放送及び新宿区防災気象情報メールで登録者に配信している。</p> <p>・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。</p>	<p>・河川水位や雨量データの情報を「新宿区気象情報ホームページ」で公開している。</p> <p>・河川水位が一定の基準値を超えた場合、河川沿いに設置しているスピーカーから放送するとともに、新宿区防災気象情報メールで登録者に配信している。</p> <p>・新宿区洪水ハザードマップに、警戒レベルや避難情報等を掲載し、区民へ周知している。</p>	<p>・中野区HPにおいて河川水位や河川画像等を、リアルタイムに情報公開している。</p> <p>・防災行政無線で、気象情報及び河川情報を放送している。</p> <p>・水位が警戒水位に達した場合、サイレンを吹鳴する。</p> <p>・中野区防災情報メールマガジン、SNS、文字情報一斉伝達システム及びエリアメールで、気象情報及び河川情報を配信している。</p> <p>・現行伝達手段以外の有効な方法として、電話による一斉情報伝達システムの導入を予定している。</p>	<p>・河川監視カメラについて、Youtubeにてリアルタイム配信を実施している。</p> <p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大、防災情報の取得方法の周知を行っている。</p> <p>・今後、その他の重要な避難情報の配信も拡充していく。</p>	<p>・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。</p>	<p>・河川監視カメラについて、設置されていない河川や常襲地域付近へ増設を検討していく。</p> <p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大、防災情報の取得方法の周知を行っている。</p> <p>・今後、その他の重要な避難情報の配信も拡充していく。</p>	<p>・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」や「YouTube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局)</p> <p>・発信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。(建設局)</p> <p>・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局</p>							
									<p>・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を促進する。</p> <p>・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。</p> <p>・水害危険性の周知平常時における洪水予報の周知と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っているなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p> <p>・非常時に作動するよう、引き続きスピーカー等の定期点検を行う。</p>	<p>・河川監視カメラについて、運用状況を確認・検証している。</p> <p>・水害出前講座にて、メール登録について周知を行い利用者の増加を目指している。</p> <p>・登録制メールの登録拡大、防災情報の取得方法の周知については、引き続き実施する。</p> <p>・杉並区の浸水深の予想を踏まえ、建物上階などの垂直避難について記載したチラシを用いて、引き続き周知を行った。</p> <p>・YouTubeにて公開している水害ハザードマップの解説動画を、水害出前講座などに活用した。</p> <p>・水害常襲地域(2地域)に関して、地域住民と水害対策に係る意見交換会を実施。水害時における行政側との認識を共有、対策案を共同にて検討。</p>	<p>・引き続き気象庁ホームページ上でキキル(危険度分布)や流域雨量指数の予測値等を提供するとともに、これらの活用について、都内の各区市町村長、防災担当者との打ち合わせの際に周知や説明を実施した。</p>	<p>・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。(建設局)</p> <p>・調節池の貯留率および取水口の映像を新たに公開した。(建設局)</p> <p>・都民や高潮防災関係機関等に高潮に関する映像情報を迅速かつ的確に提供することを目的とし、ライブカメラ2台を増設した。(港湾局)</p> <p>・高潮防災総合情報システムについて、職員用機能及び公開用機能の改修を継続的に進めている。(港湾局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局</p>	
									<p>・河川水位や雨量データの情報を「新宿区気象情報ホームページ」で公開している。</p> <p>・河川水位が一定の基準値を超えた場合、河川沿いに設置しているスピーカーから放送するとともに、新宿区防災気象情報メールで登録者に配信している。</p> <p>・新宿区洪水ハザードマップに、警戒レベルや避難情報等を掲載し、区民へ周知している。</p>	<p>・中野区HPにおいて河川水位や河川画像等を、リアルタイムに情報公開している。また、水位が警戒水位に達した場合、サイレンを吹鳴し、中野区防災情報メールで河川情報を配信している。</p> <p>・一斉情報配信システムを導入し、SNS防災会長等への迅速な情報提供体制を構築している。また、視覚障害者への一斉情報配信システムによる音声発信機能の運用について、引き続き視覚障害者団体と協議中である。</p> <p>・ハザードマップ音声版による情報提供について検討をする。</p>	<p>・河川監視カメラについて、運用状況を確認・検証している。</p> <p>・水害出前講座にて、メール登録について周知を行い利用者の増加を目指している。</p> <p>・登録制メールの登録拡大、防災情報の取得方法の周知については、引き続き実施する。</p> <p>・杉並区の浸水深の予想を踏まえ、建物上階などの垂直避難について記載したチラシを用いて、引き続き周知を行った。</p> <p>・YouTubeにて公開している水害ハザードマップの解説動画を、水害出前講座などに活用した。</p> <p>・水害常襲地域(2地域)に関して、地域住民と水害対策に係る意見交換会を実施。水害時における行政側との認識を共有、対策案を共同にて検討。</p>	<p>・引き続き気象庁ホームページ上で警戒・注意報やキキル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値等の防災気象情報を提供するとともに、これらの活用について、都内の各区市町村長、防災担当者との打ち合わせの際に周知や説明を実施している。</p>	<p>・監視カメラや水位計を増設し、引き続き、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。(建設局)</p> <p>・調節池の貯留率および取水口の映像を公開し、運用している。(建設局)</p> <p>・高潮防災総合情報システムについて機能改修を継続的に進めている。(港湾局)</p>		<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局</p>
									<p>・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。</p>	<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p>	<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p>	<p>・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。</p> <p>・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。</p>	<p>・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用をしていく。(港湾局、建設局)</p>		
<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する運用を引き続き継続する。</p>	<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する運用を引き続き継続する。</p>	<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを、現在「避難指示等発令マニュアル」の策定の中で検討している。</p>	<p>・防災気象情報の体系整理に係る検討・準備状況について、都道府県に説明を行った。</p> <p>・自治体向けの講習会や担当者打合せ、気象防災ワークショップなどの機会を通して、防災気象情報と警戒レベルの説明を行った。</p> <p>・積状降水帯による大雨の半日程度からの呼びかけについて、令和6年5月27日から、対象地域をこれまでの地方単位から府県単位に絞り込んで発表する改善を行った。</p>	<p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局</p>										
<p>警戒レベルの表記の変更に伴い、避難指示等の防災情報の発表タイミングや運用について検討を行った。気象情報を踏まえた運用を継続する。</p>	<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する運用を引き続き継続する。</p>	<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを、現在「避難指示等発令マニュアル」の策定の中で検討している。</p>	<p>・新たな防災気象情報の内容について、機を捉えて東京都や都内区市町村に説明を行った。</p> <p>・自治体向けの講習会や防災担当者との打合せ、気象防災ワークショップなどの機会を通じて、防災気象情報と警戒レベルの説明を行った。</p>	<p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)</p>		<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局</p>									
<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報共有を行う。</p> <p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</p>	<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	<p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	<p>・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用をしていく。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局</p>											
<p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	<p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	<p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	<p>・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用をしていく。(港湾局、建設局)</p>				<p>【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局</p>								

〇第三種事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有		現状と課題	・洪水ハザードマップで、水害時の避難所を公表している。 ・当区の住民の避難経路の選択肢は様々あり、避難経路を定めることは主体的な避難行動の妨げとなることもあるため、住民の避難経路は定めていない。	・ハザードマップで水害時の避難場所を公表している。 ・具体的な避難経路は定めていない。 ・隣接区市の避難場所を共有する体制は構築されていない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所の有効性を確認する必要がある。	・水害ハザードマップで杉並区内の避難場所を公表している。 ・具体的な避難経路は定めていない。 ・隣接区市の避難場所を共有する体制は構築されていない。		・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局、教育庁	
		今後の取組の具体的な	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について必要性を検討していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、中野区ハザードマップを更新する予定である。 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について必要性を検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。		・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)		
		R6年度	・引き続き、避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図ると共に、広域避難による他自治体住民の受け入れ体制の構築について検討していく。	・河川上流に位置する杉並区を中心とする近隣区と、災害対策及び態勢等について聴取、共有を行い、災害対策へ反映している。	・想定最大規模降雨に係わる神田川及び城南地区河川流域浸水予想区域図において、氾濫しても予想されている浸水深が深く、浸水継続時間も短く、河川の水位上昇が速く避難のための猶予時間も限られることから、屋内での安全性が確保できれば、「垂直避難」を適切な避難方法として推奨している。 ・区作成の水害ハザードマップ及び区作成のマイタイムラインを使用し、水害出前講座など実施するなど、周知を図った。		・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図の改定を行った。引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、各機関が連携して必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)		
		R7年度	・引き続き、避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図ると共に、広域避難による他自治体住民の受け入れ体制の構築について検討していく。	・河川上流に位置する杉並区を中心とする近隣区と、災害対策及び態勢等について聴取、共有を行い、災害対策へ反映している。	・想定最大規模降雨に係わる神田川及び城南地区河川流域浸水予想区域図において、氾濫しても予想されている浸水深が深く、浸水継続時間も短く、河川の水位上昇が速く避難のための猶予時間も限られることから、屋内での安全性が確保できれば、「垂直避難」を適切な避難方法として推奨している。 ・区作成の水害ハザードマップ及び区作成のマイタイムラインを使用し、水害出前講座など実施するなど、周知を図った。		・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・区部について雨水出水浸水想定区域図の作成・公表を行った。多摩部について引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・新たに設置した都内自治体や関係機関を構成員等とする「東京都低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」において、都の広域避難計画である「東京都低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領」の策定に向けた検討を進めている。(総務局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知を行った。(教育庁)		
⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況、訓練の実施状況の確認		現状と課題	・地域防災計画に定める要配慮者利用施設から区に提出された避難確保計画の内容点検を、区の関係部署と連携して実施していく。 ・地域防災計画に記載している浸水想定区域内における地下街について、避難確保・浸水防止計画は作成済みであるので、避難訓練の実施状況を確認している。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定めた。 ・平成29年度水防法改正を受け、避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 ・該当する要配慮者利用施設に対しては、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法についても検討する必要がある。		・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局) ・東京都豪雨対策基本方針に基づき、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設け、大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局) ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉局、保健医療局) ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉局、保健医療局、教育庁、生活文化局、都市整備局(一、二、三、四、六建管のみ)	
		今後の取組の具体的な	・地域防災計画に定める要配慮者利用施設から区に提出された避難確保計画の内容点検を、区の関係部署と連携して実施していく。 ・地域防災計画に記載している浸水想定区域内における地下街について、避難確保・浸水防止計画は作成済みであるので、避難訓練の実施状況を確認していく。	・浸水予想区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認し、必要により、支援、確認等を実施していく。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 ・該当する要配慮者利用施設に対しては、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法を検討していく。		・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。 ・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行うとともに、私学部が行う実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。(生活文化局) ・各施設管理者の意見を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局) ・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監督の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉局、保健医療局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁)		
		R6年度	・避難確保計画の変更を行った要配慮者施設に対し、区職員で現地調査を行い、避難経路や周辺の浸水リスクの確認を行った。	・地域防災計画改訂時に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認し、未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け引き続き推進していく。	・該当する要配慮者利用施設に対して、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法については引き続き検討していく。 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認するほか、避難確保計画未提出の施設については提出の催促通知を、訓練未実施の施設については訓練実施報告書を提出するよう依頼を改めて行った。 ・引き続き、地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。	・各自治体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。 ・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、防災気象情報の活用方法について説明会を実施している。		・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、調査を実施し、結果を取りまとめ情報の共有を行った。(建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水等のハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。(都市整備局) ・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、各地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、新橋地区・有楽町地区の訓練では、避難誘導の実効性を向上させるため小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを開催した。(都市整備局) ・避難経路の精査については、八重洲地区で、地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局) ・所管法令に基づく指導監督の際に避難確保計画の確認を実施。(福祉局・保健医療局)	
		R7年度	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。	・地域防災計画改訂時に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認し、未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け引き続き推進していく。	・該当する要配慮者利用施設に対して、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法については引き続き検討していく。 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認するほか、避難確保計画未提出の施設については提出の催促通知を、訓練未実施の施設については訓練実施報告書を提出するよう依頼を改めて行った。 ・引き続き、地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。	・各自治体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。 ・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、令和8年5月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明会を実施する予定。		・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、調査を実施し、結果を取りまとめ情報の共有を行った。(建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水等のハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。(都市整備局) ・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、各地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、新橋地区・有楽町地区の訓練では、避難誘導の実効性を向上させるため小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを開催した。(都市整備局) ・避難経路の精査については、八重洲地区で、地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局) ・所管法令に基づく指導監督の際に避難確保計画の確認を実施。(福祉局・保健医療局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知を行った。(教育庁)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑧想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模降雨による浸水想定区域図等の共有	現状と課題 今後の取組の具体的な	R6年度					<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図等を作成する必要がある(建設局、下水道局)。 	【東京都】建設局、下水道局、港湾局 【市町村】市町村のみが対象(下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)
		R7年度					<ul style="list-style-type: none"> ・引続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(下水道局) ・引続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(下水道局) ・高潮浸水想定区域図を改定していく。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図等を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)。 	
		R6年度					<ul style="list-style-type: none"> ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成し指定・公表した。(建設局) ・引続き雨水出水浸水想定区域図を作成。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) 	
		R7年度					<ul style="list-style-type: none"> ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を指定・公表済である。(建設局) ・区部について水防法に基づく雨水出水浸水想定区域図の作成・公表を行った。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) 	
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	現状と課題 今後の取組の具体的な	R6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都が公表している浸水想定区域図及び浸水予想区域図を基に、洪水ハザードマップを作成し公表している。 ・住民への周知方法について、現状の洪水ハザードマップを、区のHP上で公開し、庁内関係部署での窓口配布を実施している。 ・洪水ハザードマップ掲載項目(浸水予想区域、浸水想定区域、避難所・避難施設、指定公共施設、災害学習情報など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・従前で作成した洪水ハザードマップを、想定最大規模降雨による洪水ハザードマップに更新していく必要がある。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、従来のハザードマップと合わせて配布するとともに、区ホームページに掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基に水害ハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表し、区によるハザードマップの作成を支援している。(建設局、港湾局) 	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】建設局、下水道局、港湾局
		R6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都の神田川流域の洪水浸水想定区域図の公表をうけて、洪水ハザードマップの更新を予定している。 ・更新したハザードマップは、河川が氾濫した場合の浸水区域に指定されたエリアに全戸配布する予定である。また、区有施設等の窓口においても、配布予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所移転が生じたため、周知用チラシを作成するとともに、水害ハザードマップ修正時に更新予定。 ・水害ハザードマップについてわかりやすく解説した動画を作成し、配信することを検討中。 		<ul style="list-style-type: none"> ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) 	
		R6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や学生への洪水ハザードマップに関する講話を実施して、周知啓発を行った。 ・集中豪雨による被害想定とは異なる被害結果を踏まえ、ハザードマップの更新を検討する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの地図面の拡大や情報面の充実したものを配布している。 ・区民活動センターやすこやか福祉センター窓口で配布している。 ・避難所(学校)の統廃合に伴う避難所変更についても、随時更新し、配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害出前講座において、水害ハザードマップについてわかりやすく解説した。また、広報紙に「水害に備えて」として合流式下水道のイラストなどを掲載して、住民の認知度の向上を図った。 ・水害ハザードマップの解説動画を制作し、YouTubeで配信している。 ・水害常設地域(2地域)に関して、地域住民と水害対策に係る意見交換会を実施。水害ハザードマップについて解説、周知を行った。 ・今年度実施した防災・防犯用品配付事業で区内全戸に配布したカタログで水害ハザードマップを掲載して周知した。 ・Uni-Voice提供の「耳で聴くハザードマップ」を区HPに掲載し、周知した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・引続き市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) 	
		R7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮浸水想定区域の指定に伴い、ハザードマップの更新を実施している。また、平常時の備えや災害時における安全確保に関する掲載内容についても見直し、修正した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの地図面の拡大や情報面の充実したものを配布している。 ・区民活動センターやすこやか福祉センター窓口で配布している。 ・避難所(学校)の統廃合に伴う避難所変更についても、随時更新し、配布している。 ・音声版ハザードマップによる情報提供の検討をすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害出前講座において、水害ハザードマップについてわかりやすく解説した。また、広報紙に「水害に備えて」として合流式下水道のイラストなどを掲載して、住民の認知度の向上を図った。 ・水害ハザードマップの解説動画を制作し、YouTubeで配信している。 ・水害常設地域(2地域)に関して、地域住民と水害対策に係る意見交換会を実施。水害ハザードマップについて解説、周知を行った。 ・今年度実施した防災・防犯用品配付事業で区内全戸に配布したカタログで水害ハザードマップを掲載して周知した。 ・Uni-Voice提供の「耳で聴くハザードマップ」を区HPに掲載し、周知した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) 	
⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	現状と課題 今後の取組の具体的な	R6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局) 	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】建設局
		R6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について引き続き検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他区市町村の取組事例を参考に、引き続き、取組の実施について検討していく。 			<ul style="list-style-type: none"> ・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局) 	
		R7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について引き続き検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他区市町村の取組事例を参考に、引き続き、取組の実施について検討していく。 			<ul style="list-style-type: none"> ・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局) 	
		R7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について引き続き検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他区市町村の取組事例を参考に、引き続き、取組の実施について検討していく。 			<ul style="list-style-type: none"> ・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局) 	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑩洪水実績等の周知	・洪水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。	現状と課題 ・窓口で洪水実績を公表している。(平成元年～現在まで) ・インターネットでも一部公開を実施している。(R3年度から公開) ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・窓口で洪水実績を公表するとともに、ハザードマップを配布している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・浸水履歴を水害ハザードマップに掲載している。			・ホームページで洪水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組 ・過去の洪水実績の調査をしていく。 ・実績内容の統一化をしていく。 ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・いつどのくらいの浸水があったかの詳細は水害ハザードマップに掲載するには限界があるため、周知方法について検討中。				・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		R6年度 ・窓口で洪水実績を公表している。(平成元年～現在まで) ・インターネットでも一部公開を実施している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する。	・住民の研修や集會時に、洪水ハザードマップの説明等を行い、浸水区域についても、過去の状況を説明している。 ・浸水履歴を窓口だけでなく、ホームページにも掲載し、注意喚起を実施している。	・浸水履歴を水害ハザードマップに掲載している。 ・水害常襲地域(2地域)に関して、地域住民と水害対策に係る意見交換会を実施。地域で浸水時の状況等を共有。				・ホームページで過去の洪水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防情報の発信を実施している。(建設局) ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの運用開始を予定している。(建設局)	
		R7年度 ・窓口で洪水実績を公表している。(平成元年～現在まで) ・インターネットでも一部公開を実施している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する。	・住民の研修や集會時に、洪水ハザードマップの説明等を行い、浸水区域についても、過去の状況を説明している。 ・浸水履歴を窓口だけでなく、ホームページにも掲載し、注意喚起を実施している。	・浸水履歴を水害ハザードマップに掲載している。 ・水害常襲地域(2地域)に関して、地域住民と水害対策に係る意見交換会を実施。地域で浸水時の状況等を共有。				・ホームページで過去の洪水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防情報の発信を実施している。(建設局) ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムを公開し、運用している。(建設局)	
⑪住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	現状と課題 ・町会等を対象としたワークショップなどを実施して、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、洪水ハザードマップや東京マイ・タイムラインの冊子を窓口で配発している。	・取り組みを促すため、東京マイタイムラインを配布している。	・改定した水害ハザードマップに「私の行動計画」欄を設け、住民一人ひとりの避難計画作成を支援した。 ・町会などに対する水害出前講座などを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局	
		今後の具体的な取組 ・町会等を対象としたワークショップなどを引き続き実施して、水害リスクに関する周知を図っていく。 ・自助の取組を促すために、東京マイ・タイムラインの冊子を引き続き配布する。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。				・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナー事業を通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)	
		R6年度 ・住民に対する講話やワークショップを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・都立高校で東京マイ・タイムラインの作成指導を実施した。 ・防災訓練において東京マイ・タイムラインの配付を行い、普及啓発を行っている。	・住民に対する説明会を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	・水害出前講座を通して、地域や個人の実情に合わせたタイムラインの作成の周知を行った。 ・水害出前講座では地域の特性を確認しながら、区作成のマイタイムラインの紹介も含めて個人の行動計画の重要性について周知を行った。				・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用率向上を目標として、電車内広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)	
		R7年度 ・住民に対する講話やワークショップを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・都立高校で東京マイ・タイムラインの作成指導を実施した。 ・防災訓練において東京マイ・タイムラインの配付を行い、普及啓発を行っている。	・住民に対する説明会を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	・水害出前講座を通して、地域や個人の実情に合わせたタイムラインの作成の周知を行った。 ・水害出前講座では地域の特性を確認しながら、区作成のマイタイムラインの紹介も含めて個人の行動計画の重要性について周知を行った。				・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発した。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施した。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用率向上を目標として、SNS広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)	
		現状と課題 ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿は作成済みであり、定期的な更新を行っている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定についての取組は進めているが、水害時の適用する仕組みが構築されていない。				・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉局
B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	今後の具体的な取組 ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の定期的な更新を引き続き行っていく。 ・避難行動要支援者の個別計画策定については、他区市町村の取組事例を参考に引き続き検討する。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。 ・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配布し、水害リスクの周知を図っていく。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組が、水害時に適用できるのか検討する。 ・想定最大規模降雨に係わる神田川及び城南地区河川流域浸水予想区域図において、想定しても予想されている浸水深が深く、浸水継続時間も長く、河川の水位上昇が速く避難のための猶予時間も限られることから、避難行動要支援者への対応についても検討する。 ・地域包括支援センター等へ水害ハザードマップやパンフレットを配布し、水害リスクの周知を図っていく。				・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉局)		
	R6年度 ・地域包括支援センターへ洪水ハザードマップを配布し、水害リスクの周知を図った。 ・避難行動要支援者の個別避難計画策定については、他区市町村の取組事例を参考に引き続き検討する。	避難行動要支援者に対応する所管との情報共有を促進している。	・水害時における避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者の個別計画の運用については、保健福祉部局をはじめとする関係各課と連携し、検討を行う。	・東京都社会福祉協議会と連携し、「防災気象情報」の活用説明会を地域ブロックごとに実施中。(令和6年度は八王子、城南、城西 北北)			区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。(福祉局)		
	R7年度 ・水害時を想定した要配慮者支援に関する訓練(図上訓練)を実施し、支援者へハザードマップを配付するとともに、水害リスクや避難行動に関する周知を行った。	避難行動要支援者に対応する所管との情報共有を促進している。	・水害時における避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者の個別計画の運用については、保健福祉部局をはじめとする関係各課と連携し、検討を行う。	・東京都社会福祉協議会と連携し、機を捉えて令和8年5月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明する予定。			区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。(福祉局)		

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑩自助・共助の仕組みの強化	〇地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題 ・町会等を対象としたワークショップなどを実施して、水害リスクに関する周知を図っている。	・住民に対するハザードマップ等の説明する機会を設けて、水害リスクに関する周知を図っている。	・水害ハザードマップに「私の行動計画」欄を設け、住民一人ひとりの避難計画作成を支援している。 ・町会などに対する水害出前講座などを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
		今後の具体的な取組 ・町会等を対象としたワークショップなどを実施して、水害リスクに関する周知を引き続き図っていく。	・住民に対する洪水ハザードマップ等の説明する機会を設けて、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方策を検討していく。 ・町会などに対する水害出前講座などを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。 ・引き続き、水害ハザードマップの「私の行動計画」欄を活用して住民一人ひとりの避難計画作成を支援していく。 ・引き続き、自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布していく。			・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)	
		R6年度 ・住民に対する講話やワークショップを実施し、水害リスクに関する周知を図るほか、職員の防災力向上に向けて取り組んでいる。	・住民に対する洪水ハザードマップ等の説明する機会を設けて、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を引き続き検討する。	・地域防災力向上のために、地域のグループなどへの水害出前講座を実施するときは、自助および共助について具体的な取り組みを交えながら水害に関する理解を深める内容とした。 ・地域防災コーディネーター養成講座を開催し、地域の組織に参加して活動できる人材を育成した。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施している。(総務局)	
		R7年度 ・住民に対する講話やワークショップを実施し、水害リスクに関する周知を図るほか、職員の防災力向上に向けて取り組んでいる。	・住民に対する洪水ハザードマップ等の説明する機会を設けて、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を引き続き検討する。	・地域防災力向上のために、地域のグループなどへの水害出前講座を実施するときは、自助および共助について具体的な取り組みを交えながら水害に関する理解を深める内容とした。 ・地域防災コーディネーター養成講座を開催し、地域の組織に参加して活動できる人材を育成した。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発した。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施した。(総務局)	
⑪住民、関係機関が連携した避難訓練の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	現状と課題 ・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。		・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組 ・避難訓練の実施の必要性について検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・避難訓練の実施の必要性について検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・避難訓練の実施の必要性について検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	
		R6年度 ・出水期前に、建設事務所が実施する水防訓練として、防水扉の開閉操作を行った。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、今年の集中豪雨を踏まえた水害対策についての啓発を行った。	東京都と連携し、水害時を想定した図上訓練を実施した。	引き続き、地震を想定した避難所防災訓練等の活用を含め、訓練実施の必要性について検討した。 ・改定した水害ハザードマップを活用し、神田川流域は、想定した浸水深が速く、浸水継続時間も短く、河川の水位上昇が速く避難のための猶予時間も限られることから、適切な避難行動のひとつとして、垂直避難について周知した。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知を行った。 ・5月25日 東京消防庁・足立区総合水防訓練 プース展示 ・6月28日 東京都風水害図上訓練 気象講義 ・8月6日 練馬区災害対策本部設置訓練 気象講演 ・10月20日 清瀬市総合防災訓練 プース展示 ・10月22日 東京都風水害図上訓練 気象講義 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 プース展示・実験 ・11月14日 東京都図上防災訓練(南海トラフ) 解説	0	・多摩川や荒川流域の大規模風水害を想定し、江東・多摩地域の8自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引き続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。(港湾局)	
		R7年度 ・出水期前に、建設事務所が実施する水防訓練として、防水扉の開閉操作を行った。 ・地下空間における避難訓練を関係機関及び区民を交えて実施した。	東京都と連携し、水害時を想定した図上訓練を実施した。	地域住民等に対する防災講話や防災イベントにおいて、水害ハザードマップを活用し、想定される杉並区内の浸水被害状況から、適切な避難行動のひとつとして、垂直避難について説明するとともに、緊急時には避難所へ迅速に避難できるよう訓練実施の必要性について周知した。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知・広報を行った。 ・5月24日 東京消防庁・北区総合水防訓練 ・8月31日 東京都・羽村市・日の出町総合防災訓練 ・9月28日 千代田区防災フェスタ ・10月5日 八丈町防災訓練 ・11月1日 杉並区総合防災訓練 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 ・11月15日 東京都・新島村総合防災訓練 ・11月16日 三鷹市総合防災訓練		・超大型で猛烈な台風の接近及びそれに伴う集中豪雨等の発生を想定し、都内20自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引き続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。(港湾局)	
⑫防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小中学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	現状と課題 ・区立学校ではすでに、小学校体育科保健領域及び中学校保健体育科保健分野の授業の中で自然災害による被害の防止等について学習するとともに、小学校では防災の視点を加えた地域安全マップ作りを、中学校では普通教命講習の受講や生徒が参加した防災訓練を進めている。	・教育課程届出説明会や生活指導主任会等において、「東京防災」及び「防災ノート」等を活用した震災や風水害等の自然災害に対する安全指導を学校安全計画に位置付けて実施するよう、各校に示している。 ・各校においては、学習指導要領に基づき、月1回の安全指導や避難訓練、理科や総合的な学習等で自然災害や災害時の対応についての学習を展開している。 ・台風や集中豪雨等の災害に際しては、教育委員会から各校に対し、安全指導や安全対策の徹底について周知している。	・防災教育担当者(生活指導主任)対象の研修や災害安全に関わる関係機関が作成した指導資料等の情報提供を行っている。 ・台風や集中豪雨等による風水害の際の学校における安全指導の徹底について、学校に周知している。 ・児童・生徒に災害発生時における危険についての知識・理解、正しい備えと適切な行動等の実践力を身に付けさせるとともに、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を身に付けさせていく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする?」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。 ・東京都教育庁との連携を模索して、教育庁教育指導課を訪したが、具体的な成果はなかった。		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化局、総務局
		今後の具体的な取組 ・これまでの区立学校での取組を踏まえ、新学習指導要領の全面実施に向け、計画的に実施していく。	・新学習指導要領が示す内容を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの観点から各校における安全指導についての見直し及び改善を計画的に行い、一層の防災教育の充実を図る。(学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点での見直し、PDCAサイクルの確立、地域の人的・物的資源の活用)	・学校安全計画に基づいた月1回の安全指導や避難訓練の他、理科や学級活動、総合的な学習の時間等の学習に関連させた取組の行動を行うなど、防災教育を充実させる。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	
		R6年度 ・防災教育として、小学校で防災授業を行った。 ・避難所での防災訓練において、学校生徒の参加を引き続き促していく。	職場体験として生徒を受け入れ、防災対策や、資機材の操作方法等に関する知識の習得を促進した。 ・要望のあった中学校に対して、水害に関する防災教育を実施した。	・防災教育として、小学校等へ出前講座を実施した。	・清瀬市教育委員会と連携して「清瀬こども大学」を7月26日～27日に実施。小学4年から6年生13人が参加し、気象と防災に関する授業を行った。 ・荒川下流河川事務所と連携し、北区都の北学園に対する防災教育を11月15日に実施。実験展示等を交え普及啓発を行った。 ・北区教育委員会の依頼で、区立幼稚園、小中学校の防災担当教諭を対象とした防災講座を実施した。 ・瑞穂町教育委員会と連携し、瑞穂第一、第三、第四小学校の3校において気象防災に関する授業を行った。 ・東久留米市立小山小学校、渋谷区立幡代小学校、世田谷区立代田小学校、台東区谷子子どもクラブ、アスク浅草橋子どもクラブにおいて気象防災をテーマとする出前講座を行い、小学生に対して気象現象と情報の得方、用い方を説明した。		・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの事前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)	
		R7年度 ・防災教育として、小・中学校や高等学校で防災授業を行った。 ・避難所での防災訓練において、学校生徒の参加を引き続き促していく。	職場体験として生徒を受け入れ、防災対策や、資機材の操作方法等に関する知識の習得を促進した。 ・要望のあった中学校や保護者に対して、水害に関する防災教育を実施した。	・防災教育として、小学校等へ出前講座を実施した。	・清瀬市教育委員会と連携して「清瀬こども大学・気象の部」を7月25日～26日に実施。小学4年から6年生14人が参加し、気象と防災に関する授業を行った。 ・荒川下流河川事務所と連携し、北区立都の北学園に対する防災減災教育を6月13日に実施。実験展示等を交え普及啓発を行った。 ・11月20日、北区教育委員会の依頼で、区立幼稚園、小中学校の防災担当教諭を対象とした防災講座を実施した。 ・東久留米市立小山小学校、墨田区立押上小学校、啓明学園中学校において気象防災、地震防災をテーマとする出前講座を行い、小学生に対して気象現象と情報の得方、用い方を説明した。 ・全国「東京都学校安全教育研究会の大会」会場となった調布市立富士見台小学校において研究授業の教案作成等に協力し、ゲストティーチャーとして、台風防災、火山防災、マイ・タイムライン作成についての授業を実施した。 ・東京都立紅葉川高校の地理科教諭と共同で、「地理総合・防災分野」の指導案を作成し、授業を実施した。 ・清瀬市立第十小学校・第五中学校避難所運営委員会主催の防災フェスタに出展して、気象防災に関する普及啓発を行った。		・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの事前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項		新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑤水位計、河川監視用カメラ等の整備	現状と課題	・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の水防活動の際活用している。 ・維持修繕(水位計、雨量計、カメラ他)にかかる費用が大幅にかかっている。	・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の水防活動の際活用している。	・河川の一部に水位計や河川監視用カメラ等を設置してある。 ・維持修繕(水位計、雨量計、カメラ他)にかかる費用が大幅にかかっている。			河川の状態をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。(建設局) 狭いスペースや電源確保が困難な場所への設置検討、計画段階から実施主体間での設置情報の共有化、水位計やカメラ以外の観測機器導入に向けた情報収集が必要である。(建設局) ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(交通局) ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
	今後の具体的な取組	・既存の水位計と、メンテナンスフリーの危機管理型水位計との性能、価格等比較検討する。	・クラウド型の河川情報システムを区の水防活動に活用している。 ・水位計、河川監視カメラ等を良好な状態に維持するため定期点検を実施し、適切な維持管理に努めている。 ・河川監視カメラシステムのクラウド化	・河川監視用カメラの配置について検討し、必要に応じて増設する。			・実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にやっていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にやっていく。(水道局)	
	R6年度	・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の水防活動の際活用している。 ・水位警報装置等を適切に運用保守を進めている。	・クラウド型の河川情報システムを区の水防活動に活用している。 ・水位計、河川監視カメラ等を良好な状態に維持するため定期点検を実施し、適切な維持管理に努めている。 ・令和5年度に河川監視カメラシステムのクラウド化を行い今年度より運用を開始している。	・河川監視用カメラの配置について検討し、必要に応じて増設する。			・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局) ・調節池の貯留率および取水口の映像を新たに公開した。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にやっていく。(交通局) ・引き続き放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にやっていく。(水道局)	
	R7年度	・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の水防活動の際活用している。 ・水位警報装置等を適切に運用保守を進めている。	・河川監視カメラも含めたクラウド型の河川情報システムを区の水防活動に活用している。 ・水位計、河川監視カメラ等を良好な状態に維持するため定期点検を実施し、適切な維持管理に努めている。	・河川監視用カメラの配置について検討し、必要に応じて増設する。			・河川監視カメラや水位計の増設を行い、今後も引き続き増設について検討していく。(建設局) ・調節池の貯留率および取水口の映像を公開し、運用している。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にやっていく。(交通局) ・引き続き放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にやっていく。(水道局)	

2)的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑥水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	現状と課題	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、消防機関等と水防上注意を要する箇所等を想定した共同水防訓練を実施している。 ・誰もが必要な時に利用出来る土のうストックカーを整備配置している。			・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
	今後の具体的な取組	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引続き、出水期前後の、水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・引続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)	
	R6年度	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、区内各所に設置している水防用土のう置場を点検し、配備数量に不足が生じないよう適切に管理を行った。 ・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施した。引続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局) ・新たに大容量型移動式排水ポンプ車を1台整備し、円滑な水防活動が実施できるように操作訓練の実施に向けて調整を行った。(建設局)	
	R7年度	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、区内各所に設置している水防用土のう置場を点検し、配備数量に不足が生じないよう適切に管理を行った。 ・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施した。引続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局) ・新たに大容量型移動式排水ポンプ車を1台整備し、円滑な水防活動が実施できるように操作訓練の実施に向けて調整を行った。(建設局)	
⑦水防訓練の充実	現状と課題	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。 ・住民参加型の訓練開催については、新型コロナウイルス感染症発生状況等を踏まえ柔軟に対応していく必要がある。	・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。		・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、総務局
	今後の具体的な取組	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。		・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)	
	R6年度	・令和6年6月に関係機関と連携した水防訓練を実施した。	・令和6年5月に、消防署、消防団が参加する水防訓練を実施し、各関係機関の連携、役割分担を再確認した。	・水防本部立ち上げ訓練を東京都と連携して実施し、大規模な風水害発生時の東京都との連携や関係機関との情報共有の方法等を確認した。 ・今年度は第四方面消防本部と合同で水防訓練を行った。	以下の日程で水防訓練に参加し、防災気象情報の周知を行った。 ・5月25日 東京消防庁・足立区総合水防訓練 プース展示 ・6月28日 東京都風水害図上訓練 気象講義 ・10月22日 東京都風水害図上訓練 気象講義(水防以外も含む訓練参加) ・8月6日 練馬区災害対策本部設置訓練 気象講演 ・10月20日 清瀬市総合防災訓練 プース展示 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 プース展示・実験 ・11月14日 東京都図上防災訓練(南海トラフ) ・12月26日 江東5区広域避難情報発令の図上訓練		・多摩川や荒川流域の大規模風水害を想定し、江東・多摩地域の8自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)	
R7年度	・令和7年6月に関係機関と連携した水防訓練を実施した。	・令和7年5月に、消防署、消防団が参加する水防訓練を実施し、各関係機関の連携、役割分担を再確認した。	・水防本部立ち上げ訓練を東京都と連携して実施し、大規模な風水害発生時の東京都との連携や関係機関との情報共有の方法等を確認した。 ・今年度は荻窪消防署と合同で水防訓練を行った。	以下の日程で水防訓練に参加し、防災気象情報の周知・広報や関係機関との連携強化に係る取組を行った。 ・5月24日 東京消防庁・北区総合水防訓練 ・5月27日 東京都風水害図上訓練 ・7月23日 練馬区風水害リスクマネジメント研修 ・12月24日 江東5区広域避難対応の図上訓練		・超大型で猛烈な台風の接近及びそれに伴う集中豪雨等の発生を想定し、都内20自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練を実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参加した。(建設局)		

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑩水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題 ・区内消防署等との合同水防訓練の実施について、広報にて住民に周知している。	・区内消防署等との合同水防訓練の実施について、広報にて住民に周知している。	・出水前に、広報誌等を通じて、「水害に備えて」について広報を実施している。 ・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の取組 ・引続き、広報等を通じて、水防活動の実施について周知していく。	・引続き、広報等を通じて、水防活動の実施について周知していく。	・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。			・引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)	
		R6年度 ・消防署や消防団と連携し、広報紙を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・消防署や消防団と連携し、中野区区報等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 ・防災訓練や成人式など区の実施するイベント等で、入団促進の案内を行っている。 ・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。 ・区広報紙にて消防団に関する特集ページを作成し、消防団募集PRを行った。			・東京都防災X(旧Twitter)等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)	
		R7年度 ・消防署や消防団と連携し、広報紙を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・消防署や消防団と連携し、中野区区報等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 ・防災訓練や成人式など区の実施するイベント等で、入団促進の案内を行っている。 ・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。 ・区広報紙にて消防団に関する特集ページを作成し、消防団募集PRを行った。 ・今年度実施した防災・防犯用品配布事業で区内全戸に配布したカタログで消防団募集を掲載して周知した。			・危機管理産業展への参加や東京都防災X(旧Twitter)等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)	
⑪水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。	現状と課題 ・消防団間の連携、協力体制に関する協定は結ばれていない。	・現在のところ、消防団間の連携、協力体制に関する協定は結ばれていない。	・全国操法大会出場の機会を捉えて、ホームページ、広報の特集記事及びパンフレットで周知し、消防団の活動を紹介するとともに、募集に繋げた。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、 港湾局
		今後の取組 ・消防団間の協力体制を継続していく。	・必要に応じて、消防団間の連携、協力体制について検討していく。	・消防機関において、署の管轄をまたぐ協力体制構築に向け、検討を進めている。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		R6年度 ・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・区と消防署の合同水防訓練訓練を実施した。 ・消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。 ・令和6年8月に消防・警察・自衛隊との防災関係機関との情報交換会を実施し、今後も広域的な救助・救援活動体制の確立のため、定期的な開催を予定している。			・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引続き、連携体制の維持及び構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、運用方針を策定し区市町村に周知を行った。(建設局)	
		R7年度 ・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・区と消防署の合同水防訓練訓練を実施した。 ・消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。 ・消防団は消防署長の指揮の下に行動することから、日頃の活動を通して、消防機関との連携体制を強化している。 ・令和7年6月に消防・警察・自衛隊との防災関係機関と、8月にライフライン関係事業者との情報交換会を実施し、今後も広域的な救助・救援活動体制の確立のため、定期的な開催を予定している。			・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引続き、連携体制の維持及び構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑫災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。	現状と課題 ・浸水予想区域の災害拠点病院の立地状況は確認済みである。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認した。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討している。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、 港湾局
		今後の取組 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、浸水予想区域内に災害拠点病院等はないが、施設管理者等に対する情報伝達方法等について確認する予定である。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
		R6年度 ・医療救護所体制の変更に伴い、災害拠点病院の見直しがあるため、浸水予想区域内に位置するものについて、状況を確認していく。	・東京都から公表されている想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認し、その上で迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討する。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討していく。			・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R7年度 ・医療救護所体制が変更され、災害拠点病院の見直しが行われたため、浸水想定区域内に位置する病院の位置を把握するとともに、情報伝達や連携方法について確認していく。	・東京都から公表されている想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認し、その上で迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討する。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討していく。			・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を把握し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題	・区役所本庁舎は、浸水予想区域内だが、予想される浸水は最大でも0.5m(1階の床下までつかる程度)と浅い。 ・浸水等に関する対策(土のうの配備等)を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・区役所本庁舎の機械室は、外部からの浸水を防ぐため床をかさ上げしている。また、地下駐車場は、出入口にシャッターを設置し、地下駐車場への浸水対策を図っている。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認が必要がある。	・区役所本庁舎は浸水予想区域外ではあるが、止水版や土のう等の備蓄により地下駐車場等への浸水に対応している。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することが課題である。(各局) ・最大津波高に対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の取組の具体的な	・必要に応じて更なる耐水化等対策を検討していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に区有庁舎等があるか確認し、必要に応じて対策を検討していく。	備蓄している止水版や土のうの適切な維持管理を実施していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	
		R6年度	・浸水があった施設に対し、防水設備の導入を促す。 ・施設の浸水被害状況について、報告・管理体制を検討する。	・東京都から公表される水防令第14条に基づく洪水浸水想定区域図を踏まえ、引き続き耐水対策を検討していく。	備蓄している止水版や土のうの適切な維持管理を実施していく。			・引き続き、申請のあった区市町村へ、災对本部の設置される区市町村庁舎に対する非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・下水道施設について、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。(港湾局)	
		R7年度	・浸水があった施設に対し、防水設備の導入を促す。 ・施設の浸水被害状況について、報告・管理体制を検討する。	・東京都から公表される水防令第14条に基づく洪水浸水想定区域図を踏まえ、引き続き耐水対策を検討していく。	備蓄している止水版や土のうの適切な維持管理を実施していく。			・引き続き、申請のあった区市町村へ、災对本部の設置される区市町村庁舎に対する非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・引き続き、水再生センターやポンプ所において、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、いずれにも対応できる対策高に耐水化をレベルアップするよう検討する。(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。(港湾局)	

3) 氾濫水の排水に関する取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
②排水施設、排水資機材の運用方法及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題	・工事事務所に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・浸水予想区域を管轄する区出先機関、地域防災会に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・区合同水防訓練では、ポンプを用いた排水訓練を実施している。			・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) ・最大津波高に対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の取組の具体的な	・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 ・水防資機材研修を継続する。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施して行く。	・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 ・水防資機材操作研修を継続する。			・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		R6年度	・工事事務所に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・配備している資機材について定期的に点検を行い、適切な維持管理を実施している。	・配備している資機材について定期的に点検及び買替を実施し、適切な維持管理を行っている。 ・配備している資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・揚水機能等の下水道機能を確保するため、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を実施(下水道局) ・東京都における排水作業準備計画に基づき、図上訓練を実施した。(建設局)	
		R7年度	・工事事務所に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・配備している資機材について定期的に点検を行い、適切な維持管理を実施している。	・配備している資機材について定期的に点検及び買替を実施し、適切な維持管理を行っている。 ・配備している資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・引き続き、水再生センターやポンプ所において、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、いずれにも対応できる対策高に耐水化をレベルアップするよう検討する。(下水道局) ・東京都における排水作業準備計画に基づき図上訓練を実施した。(建設局)	

4) その他の取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
③堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づき、樹木・堆積土砂等の除去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	現状と課題	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。河川区域内の樹木の伐採・伐根など適切な維持管理を実施している。 ・災害時における河川施設の修繕工事について、都度協議をしているが区と都で役割分担に明確な基準がない。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。			・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特例条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局
		今後の取組の具体的な	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。			・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	
		R6年度	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・河川区域内の樹木の伐採・伐根などの他、点検項目に基づき河川管理施設について点検を行い、適切な維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。			・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
		R7年度	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・河川区域内の樹木の伐採・伐根などの他、点検項目に基づき河川管理施設について点検を行い、適切な維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。			・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。 	現状と課題					<ul style="list-style-type: none"> ・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策(下水道局) 	【東京都】 建設局、下水道局
		今後の取組の具体的な					<ul style="list-style-type: none"> ・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局) 	
		R6年度					<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) 	
		R7年度					<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) 	
⑤水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。 	現状と課題					<ul style="list-style-type: none"> ・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまるとまことハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局) 	【東京都】 建設局
		今後の取組の具体的な					<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局) 	
		R6年度					<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとまことハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局) 	
		R7年度					<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとまことハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局) 	
⑥適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産関連事業者に対し、研究会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有する。 	現状と課題					<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局、下水道局) 	【東京都】 住宅政策本部、建設局、下水道局
		今後の取組の具体的な					<ul style="list-style-type: none"> ・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局) 	
		R6年度					<ul style="list-style-type: none"> ・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体へ提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局) 	
		R7年度					<ul style="list-style-type: none"> ・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体へ提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局) 	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修・訓練へ参加する。 ・災害復旧に関する研修・訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・東京都第三建設事務所が実施する排水ポンプ車操作講習会に参加している。		・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。		・引続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)	
		R6年度	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・現在、東日本大震災や中越地震などの被災自治体を中心とした、「自治体スクラム支援会議」や「ネットワーク小千谷」などで自治体間の連携の枠組みがあるが、その中で復旧等に関する実践的な研修や情報共有を引き続き行っている。	・講習・講演会等について、東京都防災気象講習会(4月23日)、東京都総合土砂災害推進連絡会(5月21日)、東京湾台風等対策協議会(6月25日)、東京都国民保護協議会(10月29日)において講演や解説を行った。 ・自治体の防災担当職員を対象とする気象防災ワークショップを行った(5月28日【土砂】、6月5日【洪水】、2月4日予定【土砂】)。 ・東京都が主催する園上訓練(6月28日、10月22日、11月14日)に参加し、気象・地震の解説を行った。 ・災害時の首長ホットラインの疎通確認を行い緊急時に備えた。		・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
		R7年度	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・現在、東日本大震災や中越地震などの被災自治体を中心とした、「自治体スクラム支援会議」や「ネットワーク小千谷」などで自治体間の連携の枠組みがあるが、その中で復旧等に関する実践的な研修や情報共有を引き続き行っている。	・都内自治体の防災担当職員を対象とする気象防災ワークショップを行った(5月22日、5月28日、2月16日予定)。 ・江東区を対象に気象防災ワークショップを行った。(8月14日) ・東京都風水害園上訓練に参加し、気象解説を行った。(5月27日) ・災害時の首長ホットラインの疎通確認を行い緊急時に備えた。		・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修の充実に向けて、引続き改善していく。(建設局)	
⑤災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。		・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局	
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)	
		R6年度	令和6年度は台風10号接近に伴い、避難指示を発令した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員研修を行うなどDIS取扱の習熟に努めている。	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり教養を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・DISにて災害情報や避難情報を共有した。 ・情報通信担当者が不在の場合でもDISの入力等の対応が可能となるよう、職員向けの操作マニュアルを作成している。			・引続き、DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。(総務局)	
		R7年度	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員研修や防災訓練で使用する機会を設けるなどして、DIS取扱の習熟に努めている。	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり教養を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・DISにて災害情報や避難情報を共有した。 ・情報通信担当者が不在の場合でもDISの入力等の対応が可能となるよう、職員向けの操作マニュアルを作成している。			・引続き、DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。(総務局)	
⑥地方自治法第246条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題					・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和7年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	【関東地方整備局】	
		今後の具体的な取組						・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。	
		R6年度						・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。	
		R7年度						・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。 ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系(東京都)の減災に関わる取組方針が今年で第2期(令和3～令和7年)の最終年を迎えたことを踏まえ、第3期(令和8～令和12年)に向けた減災に係る取組方針の改定を行った。 ・要配慮者利用施設における水害時の避難訓練実施促進に向けたパンフレットを作成、公表した。	